

定住自立圏形成協定の変更内容について

○変更概要

- ・上川中部定住自立圏形成協定の変更に伴うもの ～ 既存事業の変更（2事業）
- ・今回の協定変更により、平成27年度：28事業 → 平成28年度：28事業

○変更内容

NO	事業名	取組の内容	関係町	旭川市の役割	関係町の役割	効果	変更理由
1	広域観光のネットワーク化	圏域の広域観光ネットワークを形成し、滞在型観光を促進するため、観光圏の認定を目指すとともに、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 ※美瑛町以外の7町	観光圏の認定や圏域内の共同情報発信に向けて連絡調整を行う。 観光圏整備計画の策定、観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、関係町と協力して取り組む。	観光圏の認定や圏域内の共同情報発信に向けて旭川市に対し、情報を提供する。 観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、旭川市と協力して取り組む。	観光、地場産品、各種イベント等の情報を共有し、圏域の観光振興及び圏域内外の交流を図る。	現在、上川中部1市7町で構成する「大雪広域観光圏整備推進協議会」では、上川中部の広域観光圏としての認定を目指していることから、この取組に沿った内容を盛り込むこととしたため。
2	防災体制の整備	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施するとともに、災害時における相互応援体制の構築を進める。	鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 ※全8町	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、連絡調整を行う。	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 旭川市が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。 計画的に災害に備えた備蓄品等の整備を図るほか、災害時における相互応援体制の構築に向け、旭川市と協力して取り組む。	圏域内の防災体制の連携、充実を図る。	各種災害に備え、災害時備蓄品の整備や災害時の応援体制の構築など、更なる体制の充実を図るため。